

## 二宮町総合戦略検討委員会設置要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）人口減少、少子高齢化において、将来にわたり活力ある本町の地域社会を維持、発展させるため、潤いのある豊かな生活を安心して営むことが出来る地域社会の形成、地域社会の担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出に向けて、町が策定する二宮町総合戦略について、幅広い見地から意見を聴取するために、二宮町総合戦略検討委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地方版総合戦略の策定に関する事
- (2) 長期人口ビジョンの策定に関する事
- (3) その他目的の達成のために必要な事項に関する事

## (組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員 2人
- (2) 町教育委員会の委員 1人
- (3) 町農業委員会の委員 1人
- (4) 関係行政機関の職員 1人
- (5) 町の区域内の公共的団体等の代表者 3人以内
- (6) 学識経験を有する者 6人以内
- (7) 町民の代表 4人以内

3 前項第4号に掲げる委員については、委員会に代理人を出席させることができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の協議が終了するまでとする。

## (会長等)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月5日から施行する。